処　　分　　基　　準

平成１８年６月１日作成

法　　令　　名　：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　例　：	第１９条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第７５条第２項
処 分 の 概 要　：	自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：	福井県公安委員会
法 令 の 定 め　：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第１９条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第７５条第１項（自動車の使用者の義務等） 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第２６条の６（自動車の使用の制限の基準）
処　分　基　準　：	別添のとおりである。
問い合わせ先　：	福井県警察本部交通部交通指導課取締係 ０７７６－２２－２８８０（内線５１１５，５１１６）
備　　考　：	

別添

自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

１　用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1)　処分対象行為

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第２６条の６第１号及び第２号に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車運転代行業者等の違反行為をいう。

(2)　処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア　自動車運転代行業者等が、その自動車運転代行業の業務に関し、過去１年以内に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第１９条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第１１７条の２第２号若しくは第３号、第１１７条の４第５号から第７号まで、第１１８条第１項第４号若しくは第５号、第１１９条第１項第１１号、又は第１１９条の３第１項第３号の違反行為をした者であること。

イ　自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者が、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第２６条の６第１号の表の下欄、又は第２号の表の中欄に掲げる違反行為（随伴用自動車については、道路交通法第１１８条第１項第２号若しくは第７号又は第１１９条第１項第３号の２の違反行為に限る。）をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけ、又は建造物を損壊したこと。

(3)　処分前歴

自動車運転代行業者が、その自動車運転代行業の用に供される自動車の運転について、過去１年以内に、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第１９条第１項の規定により法第７５条第２項又は法第７５条の２第１項若しくは第２項の規定による公安委員会の命令を受けたことをいう。

２　期間の計算

自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第２６条の６第２号の表の下欄中「過去１年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去１年以内にあるものについて計算するものとする。

また、１年間は、３６５日とするものとする。

３　処分量定の基準

(1)　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第２６条の６に規定する使用制限の処分基準に該当す

ることとなった自動車代行業者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

(2)　処分対象行為等に付する基礎点数

ア　処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表１に掲げるとおりとする。

イ　処分事情に付する点数

(ｱ)　処分事情のうち、前記１(2)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表１に掲げる点数を付するものとする。

(ｲ)　処分事情のうち、前記１(2)イに掲げる事情については、別表２に掲げる点数を付するものとする。

(ｳ)　使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記１(2)アに掲げる自動車運転代行業者等の違反行為の数え方については、自動車運転代行業者等の下命又は容認ごとに１回として数えるものとする。

(3)　処分量定の方法

ア　点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

イ　処分期間の量定

処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表３に掲げるとおりとする。

(4)　政令で定める基準との関係

前記(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第２６条の６第１号及び第２号にそれぞれ処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。

別表１　処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する基礎点数

区分		点数
酒酔い運転		３６点
麻薬等運転		３６点
無免許運転		２６点
無資格運転		１６点
酒気帯び運転		１６点
過労等運転		１６点
速度超過運転		６点
放置駐車違反		６点
積載物重量制限超過車両運転	１０割以上	６点
	５割以上１０割未満	４点
	５割未満	２点
積載物大きさ制限超過車両運転		２点
積載方法制限超過車両運転		２点

別表２　交通事故に付する点数

<table>
<tr><th>交　通　事　故　の　種　別</th><th>点　数</th></tr>
<tr><td>死　亡　事　故</td><td>４０点</td></tr>
<tr><td>傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が３月以上であるもの又は後遺障害が存するもの</td><td>３０点</td></tr>
<tr><td>傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が３０日以上３月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）</td><td>２０点</td></tr>
<tr><td>傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が３０日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）</td><td rowspan="2">１０点</td></tr>
<tr><td>建　造　物　損　壊　事　故</td></tr>
</table>

別表３　処分期間の量定

区分 点数	前歴なし	前歴１回	前歴２回	前歴３回 以　　上
６～１０点		２０日	４０日	６０日
１１～１５点	１０日	３０日	５０日	７０日
１６～２０点	２０日	４０日	６０日	８０日
２１～２５点	３０日	５０日	７０日	９０日
２６～３０点	４０日	６０日	８０日	１００日
３１～３５点	５０日	７０日	９０日	１１０日
３６～４０点	６０日	８０日	１００日	１２０日
４１～４５点	７０日	９０日	１１０日	１３０日
４６～５０点	８０日	１００日	１２０日	１４０日
５１～５５点	９０日	１１０日	１３０日	１５０日
５６～６０点	１００日	１２０日	１４０日	１６０日
６１～６５点	１１０日	１３０日	１５０日	１７０日
６６点以上	１２０日	１４０日	１６０日	１８０日